

自衛消防業務講習事業に関する政策評価

根拠法令	消防法施行令（昭和36年政令第37号） 第4条の2の8第3項第1号	評価実施 時期	令和2年12月												
事務・事業 の目的	<p>自衛消防組織は、多くの人が集まる防火対象物などで、災害から施設内の者を守るために事業者等に対し設置が義務づけられている組織である。この自衛消防組織の統括管理者は、災害の発生と同時に人員、設備、資機材を有効に活用できるよう自衛消防活動を組織的に統括しなければならないこととされ、その要件の一つとして、自衛消防業務講習を修了した者等を充てることとされている。</p>														
事務・事業 の必要性等	<p>自衛消防業務講習の実施に当たっては、必要な知識及び技能を習得させるため、その内容について一定以上の水準が確保されるとともに、適正かつ公正に行われなければならないこと、5年ごとに再受講が義務づけられているため継続的な講習事業の提供が求められることから、そのための体制を確保可能な第三者の登録講習機関が当該講習事業を担うことが必要である。また、地域によって受講者数にばらつきがあることなどにより、各消防機関が個別に講習を行うことが必ずしも合理的ではない場合がある。</p> <p>大規模地震発生の際の切迫性が指摘される中、自衛消防組織は、大規模地震等が発生した場合に防火対象物等の施設内の者の避難に万全を期すなど、大規模・高層建築物等における安全の確保と二次災害の防止のために重要なものであり、また、災害発生時には組織的な活動が求められるため、統括管理者の重要性は高い。このような状況において、自衛消防業務講習（5年ごとに義務づけられている再講習を含む）の受講者数は安定的に推移しており、自衛消防組織の統括管理者の安定的な確保に資していることから、当該制度は有効に機能している。</p> <p style="text-align: center;">○登録講習機関による講習受講者数の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">平成27年度</th> <th style="text-align: center;">平成28年度</th> <th style="text-align: center;">平成29年度</th> <th style="text-align: center;">平成30年度</th> <th style="text-align: center;">令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">受講者数</td> <td style="text-align: center;">12,748人</td> <td style="text-align: center;">13,110人</td> <td style="text-align: center;">13,120人</td> <td style="text-align: center;">12,932人</td> <td style="text-align: center;">12,190人</td> </tr> </tbody> </table>			年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	受講者数	12,748人	13,110人	13,120人	12,932人	12,190人
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度										
受講者数	12,748人	13,110人	13,120人	12,932人	12,190人										
評価の結果	<p>公費を投入することなく講習が行えていること等から、当該制度は効率的でもある。今後も登録講習機関において講習事業を実施することが必要である。</p>														
学識経験を 有する者の 知見の活用	<p>一般財団法人日本消防設備安全センターでは、当該講習事業が適正かつ公正に実施されていることについて、毎年度、大学教授等の第三者を含めた理事会に諮り、承認を得ている。</p>														

政策評価を
行う過程に
おいて使用
した資料そ
他の情報

一般財団法人日本消防設備安全センターの事業報告・収支決算等

<http://www.fesc.or.jp/09/index-e.html>

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価